

地域企業経営支援金支給事業（令和 3 年度予算事業）

運営業務

業務提案審査要領

令和 3 年 6 月

岩手県商工労働観光部経営支援課

この「業務提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「地域企業経営支援金支給事業（令和3年度予算事業）運営業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る業務提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおりとする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等に基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は審査基準・採点基準に基づき、個別の審査項目ごとに審査・採点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付け、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

【採点基準】

評 価	配点が5点の項目	配点が10点の項目
非常に優れている	5	10
優れている	4	8
問題はない（中位点）	3	6
やや問題がある（一部修正が必要）	2	4
問題がある（大幅な修正が必要）	1	2
採用できない	0	1

4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で郵送により通知する。

審査基準及び配点

審査項目		審査の観点	配点
1	業務の趣旨、内容の理解度	・業務の趣旨や目的、内容を理解した提案内容となっているか。	5
2	企画提案内容	(1) 支援金支給事業に関する業務 ・コールセンター業務に関する内容は適切か。 ・商工団体との連携が取れる内容か。 ・個人情報や業務上知りえた情報の管理、漏洩対策及び報告が適切になされる内容か。	30
		(2) 認証取得事業者支援事業 ・書類審査に関する内容は適切か。 ・支払機関との連携が取れる内容か。 ・事務局における事務フローやチェック体制の整備が整えられているか。 ・個人情報や業務上知りえた情報の管理、漏洩対策及び報告が適切になされる内容か。	30
3	業務遂行能力	(1) 実施体制 ・業務遂行の実施体制は適切か。	10
		(2) スケジュール ・業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	10
		(3) 受注実績 ・同種業務の受託実績は十分なものか。	10
4	経費	・所要経費の明細が明らかで、妥当性があるか。 ・上限額以内で、効果的な費用配分になっているか。 ※委託契約金額の上限を上回る場合や著しく妥当性を欠く場合は失格とする。	5
合計			100